

総情放第39号
令和元年11月8日

日本放送協会

会長 上田 良一 殿

総務省情報流通行政局長 吉田 真人

インターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する
総務省の基本的考え方に関する検討の要請

本年10月15日に、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第9項の規定に基づき、貴協会から認可申請のあったインターネット活用業務実施基準の変更案（以下「NHK案」という。）に関し、別添のとおり、現時点での総務省の基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）を整理した。

貴協会が認可申請に先立って実施した意見募集においては、インターネット活用業務の費用の上限の設定方法、受信料負担の公平性、市場競争への影響等の観点から複数の懸念が寄せられているところ、貴協会には真摯な対応が期待される。

総務省においては、こうした点も踏まえ、基本的考え方について意見募集を行い、その結果も踏まえて審査することとしているが、NHK案の内容が貴協会の来年度の予算の検討にも影響を与えるものであることに鑑み、貴協会に対し、基本的考え方で示された内容について検討を行い、本年12月8日までにその結果を総務省に提出するよう要請する。

以上